

2021年7月15日

東京工芸大学芸術学部

## 2022年度芸術学部入試選抜のうち留学生の出願資格に係る対応について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、一部の国・地域において日本語能力を測る試験が中止になったことに伴い、本学芸術学部入試選抜のうち留学生の出願資格としている日本語能力の成績結果が提出できない場合の対応について、受験生の進学のための確保を図り、できる限りの配慮をする観点から下記のとおり対応いたします。

### 記

#### 1. 対象となる2022年度芸術学部入試選抜

- ・留学生選抜Ⅰ期（12月）・Ⅱ期（3月）
- ・編入学試験（11月）
- ・大学院入試Ⅰ期（11月）・Ⅱ期（2月）

#### 2. 出願資格の変更内容

日本語能力試験（JLPT）N2以上に合格している人、または過去2年以内の日本留学試験（EJU）の日本語（読解、聴解・聴読解）の得点が220点以上の人

ただし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、対象の試験の成績を提出できない場合、次のいずれかを出願書類として提出することで各入学者選抜の出願資格を満たすものとします。

- ①日本語能力試験（JLPT）2021年度第1回試験の出願情報画面のプリントアウト
- ②日本留学試験（EJU）2021年度第1回試験の受験票または出願証明書（コピー可）
- ③自身が所属する高等学校長または日本語学校長が発行する書面で、自分の日本語能力が一定の水準（JLPTの場合N2以上、EJUの場合220点以上 ※編入学3年次及び大学院入試は240点以上）を満たしている旨が記載されているもの。  
（原則として本学書式を使用し、必ず公印が押印されていること）

#### 3. 対象となる国・地域

台湾/シンガポール/マレーシア/インド/タイ/ベトナム/スリランカ/インドネシア  
フィリピン/ミャンマー/カンボジア等、2021年の第1回JLPTもしくは第1回EJU試験が中止になった地域にお住まいの方

#### 4. その他

- ・全学統一選抜及び一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期については、出願資格の変更はしない。

以上

年 月 日

## 日本語能力証明書

東京工芸大学 芸術学部長 殿

下記の者が、貴大学芸術学部の定める留学生の出願資格に相当する日本語能力を有することを証明いたします。

|              |  |
|--------------|--|
| フリガナ         |  |
| 氏名<br>(ローマ字) |  |

|   |
|---|
| <出願にあたって必要な日本語能力><br>・日本語能力試験 (JLPT) : N2 以上<br>または<br>・日本留学試験 (EJU) の日本語 (読解、聴解・聴読解) : 220 点以上 |
|---|

学校名

印

学校長名 : \_\_\_\_\_

以上